

わたしが、 新戦力!

企画営業経験5年Bさんの

実習条件は週3日

営業職として数年働いていたBさん。もちまへの行動力を活かせる現場に復帰予定。

事務経験20年Aさんの

実習条件はフルタイム

パソコンでの業務経験が豊富なAさん。ワードやエクセルのスキルを活かして事務職に復帰予定。

秘書経験6年Cさんの

実習条件は1日6時間

昔取得した秘書資格を活かせる職場を探していたCさん。役員秘書として職場研修中。

新戦力の方々の、
生活に根ざした視点が
新しい発見につながりました。
(事務機器メーカー人事部)



デザイナー経験10年Dさんの

実習条件は朝10時スタート

グラフィックデザイナーだったDさん。時短制度を利用してアシスタントデザイナーとして復帰予定。

いま、会社に新しいチカラが必要だとしたら、それを持つのはこんな方たちかもしれません。
生活に根ざした発想や視点がこれからのビジネスを元気にしてくれるはず。
働く意欲にあふれる方々と企業様の橋渡しを私たちにお任せください。

▶ さまざまなケースに対応いたします。ぜひ一度ご相談ください。

意欲の高い新戦力と出会うチャンス!

キャリアのある高い意欲をもった人材が、貴社の新戦力として活躍します。
活躍方法はさまざま。ぜひご相談ください。

実習参加のメリット

1 新たな戦力となる 人材との出会い

正社員での就業経験が2年以上あり、スキル・経験を活かしたやりがいのある仕事への再就職を目指す人材の受入を通じて、新たな戦力となる人材と出会うチャンスがあります。

2 職場実習経験が なくても安心

職場実習の円滑な受入・実施を可能にする為に、職場実習の標準カリキュラムを用意しています。スキル・経験がある人材を自社で受け入れるに当たって、受入・教育ノウハウを獲得できます。

※労働ではありませんのでご注意ください。

3 職場の活性化に つながります

再就職への高い意欲を持つ新戦力人材が、スキル・経験を活かして職場実習にチャレンジすることで、企業活動に新たな発想や考え方が生まれ、職場の活性化に繋がります。

実習のルール

申込条件

- ①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業ではないこと
- ②「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置(短時間勤務制度)を講じている中小企業・小規模事業者であること

実習期間

2週間～最大6ヶ月(2週間・1ヶ月・2ヶ月・3ヶ月・6ヶ月の中から設定)

実習時間

1日4時間～8時間(4時間・5時間・6時間・7時間・8時間の中から設定)

実習日数

月12日～21日(週3日・4日・5日の中から設定)

お申込みの流れ

1 お申込

パソナのホームページよりお申込ください。

2 カウンセリング・ 実習前研修

キャリアカウンセラーが実習受入希望条件を細かくお伺いし、御社に合った新戦力人材を探します。

3 職場見学

実習開始前、職場見学を実施。実習生候補と事前に顔を合わせることができ、安心して受入いただけます。

4 職場実習開始

職場実習中も、実習生の受入に関することや、職場実習カリキュラムの内容等について、カウンセラーによるアドバイスを実施します。

中小企業新戦力発掘プロジェクトとは

中小企業・小規模事業者が優秀な人材を確保することができるよう、育児等で一度退職し、再就職を希望する方(新戦力)に中小企業・小規模事業者の生産現場等に触れる機会を付与し、職場経験のブランクを埋めるための職場実習(いわゆるインターンシップ)等を実施するプロジェクトです。

※全国中小企業団体中央会より、コーディネート機関全6社が受託し運営しています。

詳しくはこちらまでお問い合わせ、お申込みください(平日 9:00-17:30)

www.pasona.co.jp

☎03-6734-1220

(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県)

株式会社パソナ 関東事務局

〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-4

パソナホームページからもお申込みが可能です。

🖥️ www.pasona.co.jp/shinsenryoku/

パソナ 中小企業新戦力発掘プロジェクト

検索